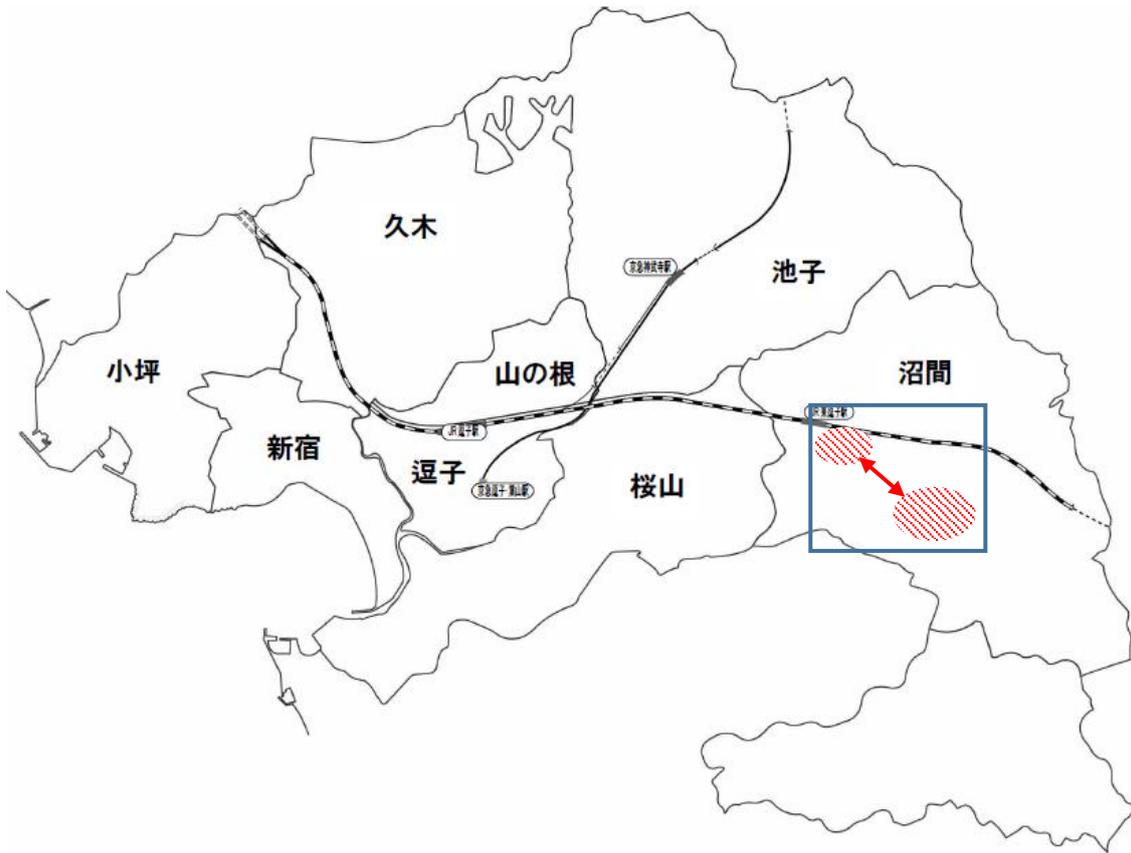


**案件** 逗子アーデンヒル地区におけるデマンド型乗合タクシー実証実験について

**【背景】**

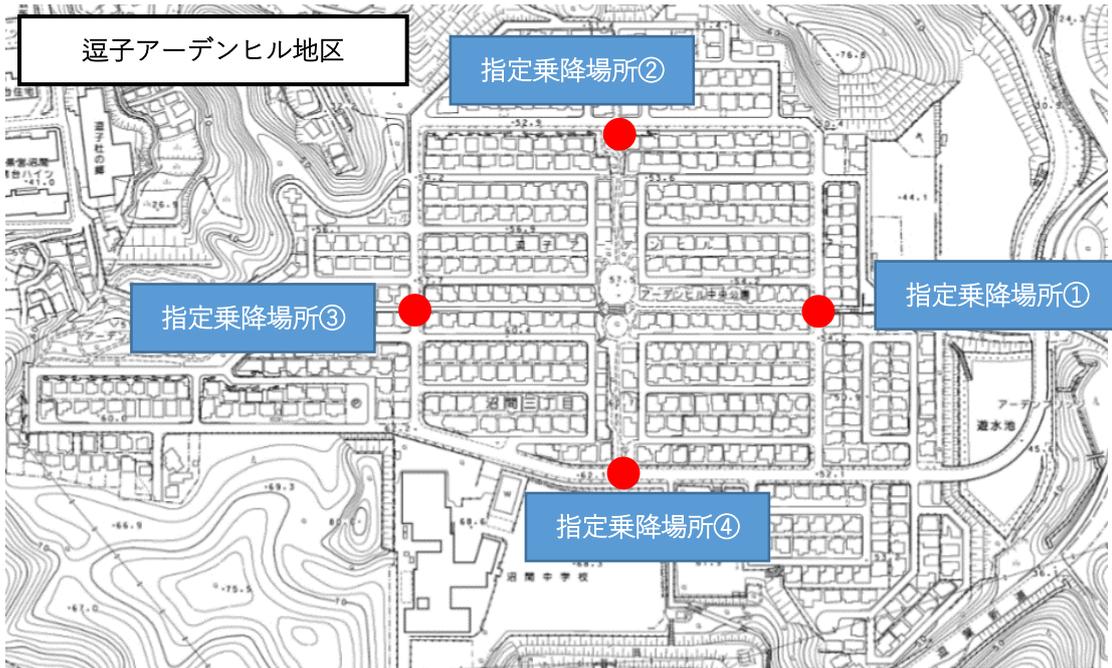
- 本市は、昭和30～40年代以降に造成された住宅地がすべて高台にある。山々の縁に囲まれ、敷地も比較的広く、景観や通風にも優れており、住宅としての環境は良いが、居住者の高齢化とともに自家用車での移動が困難な状況となり、日常の買い物や通院のための新たな交通手段の必要性が年々増大している。
  
- 対象地域である逗子アーデンヒル地区は、従前から自治会として路線バス等の地域交通導入の要望があり、検証などを行ってきた地域で、自治会の協力体制もある。  
居住者のうち65歳以上の者が約37%で、逗子市全体の約31.5%と比較しても高く、住民の高齢化が進んでいる。また、地域の全世帯のなかで20%程度が、70歳以上の者の単身世帯または2人世帯であり、5年後、10年後にはこれらの割合がさらに高くなることが想定される。
  
- 本実証実験は、当初令和2年度中に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期することとなった。  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛が呼び掛けられるなかで、日頃の外出機会や移動量が減ることで、運動や人とのコミュニケーションが不足し、高齢者の健康への影響も心配されている。
  
- 令和3年度の施政方針の一つである「高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、逗子アーデンヒル地区から東逗子駅周辺地区の間で、気軽に利用できる、「デマンド型乗合タクシー」の導入を目指す。

【位置図】





【運行区域・ルート】



## 【運行概要（案）】

1. 名称	デマンド型乗合タクシー「アーデンGO」
2. 区域	逗子アーデンヒル地区（複数の停留所）及びJR東逗子駅周辺地区（JR東逗子駅前）
3. 運営主体	逗子市（本格運行は逗子アーデンヒル自治会を想定）
4. 運行事業者	JR逗子駅構内タクシー組合に属し、市内を営業区域とするタクシー事業者
5. 運行形態	道路運送法第21条による乗合旅客運送
6. 運行方式	定時定路線（前日までの予約制）
7. 運行日	毎日（12月29日～1月3日を除く）
8. 利用者登録	事前に利用者登録が必要
9. 運行本数	1日8便（予約のあった便のみ運行） 【出発便】：10：00、13：00、14：00、15：00 【帰宅便】：12：45、13：45、14：45、15：45
10. 運賃	大人：300円 障がい者及び小学生：150円 未就学児：大人1人につき2名まで無料
11. 支払方法	現金もしくは回数券（チケット）（予定）
12. 運行期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日
13. 運行車両	運行事業者が保有するタクシー車両 ※地域住民の要望及び新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、6名以上の乗車が可能な車両が望ましい。ただし、予約状況に応じて、車両を変更または追加することができる。

※ 1か月あたりの運行経費から運賃を差し引いた金額を、業務委託料として運行事業者に支払う。実証実験では市が経費を負担し、実証実験後の本格運行の際は、自治会で経費を負担して運行する想定。

※ はじめは、タクシーの低稼働時間をメインに運行し、需要と収益状況を確認する。その後、微修正を加えながら黒字化を図ることで、タクシー事業者と自治会双方にとって持続可能な運行を目指す。